

## 令和5年度青森県喀痰吸引等研修事業 (第三号研修) 実施要綱 (特定の者対象)

### 1. 目的

平成24年4月1日から施行された介護職員等によるたんの吸引等の制度について、居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業を実施する。

### 2. 実施主体

実施主体は、県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託できるものとする。

### 3. 対象者

対象者は、下記条件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに就業している介護職員、保育士等（以下「介護職員等」という。）であること。

- ① 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護、訪問介護事業所、通所介護事業所
- ② 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護・重度訪問介護、生活介護
- ③ 児童福祉法に基づく障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所
- ④ 認定こども園法に基づく認定こども園

※1 介護療護型医療施設等医療機関に所属する介護職員は、当該研修の対象に含まない。

※2 看護師、准看護師等の有資格者は、当該研修の対象に含まない。

(2) 現在勤務する事業所の利用者に、4(1)に示す医行為を行う利用者がいること。

(3) 実地研修先を自ら確保できること。

(4) 指導看護師等がおり、実地研修に際し受講生の指導を行うことができること。

(5) 所属先が施設の場合は、当該施設に現に3年以上常勤職員として従事していること。また、所属先が居宅サービス等の事業所である場合は、当該事業所に現に5年以上常勤職員として従事していること。

#### 4. 研修課程及び研修の実施方法等

##### (1) 研修課程において介護職員等が行うことが許容される医行為の範囲

- ① たんの吸引（口腔内、鼻腔内）
  - ・口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。
- ② たんの吸引（気管カニューレ内部）（別表3の行為に限る。）
  - ・カニューレより奥の吸引は、気管粘膜の損傷や出血などの危険性があることから、吸引は必ず気管カニューレ内に限ることとする。
  - ・緊急時に備え、看護師等のヘルプ体制を整えることとする。
- ③ 経管栄養（胃ろう、腸ろう）
  - ・胃ろう・腸ろうの状態確認は、定期的に看護職員が行う。
- ④ 経鼻経管栄養（教育委員会が実施する研修を受講する特別支援学校の教職員による別表4の行為に限る。）
  - ・チューブの挿入又は入れ替えは、必ず、受診の際に医師、看護師に行ってもらふこととする。
  - ・注入前のチューブ先端位置、胃内容物の確認については、対象児童生徒ごとに主治医の指示書に基づき、必ず看護師が行うこととする。
  - ・栄養剤の注入前に、必ず看護師により、一端白湯を少量流し、咳や反射が出ないか様子を見ることとする。
  - ・栄養剤の滴下開始直後、児童に変化がないかどうか看護師がその場で確認することとする。
  - ・緊急時の対応として、全ての対象児童生徒について、特定行為ごとに、緊急時の対応を含めた個別のマニュアルを作成し、主治医の確認を受けることとする。また、緊急時はマニュアルに沿った対応をするとともに、保護者や主治医・指導医に直ちに連絡し指示を仰ぐこととする。
  - ・各学校は、隣接の療育福祉センター及び医療療育センターや協力病院との緊急連絡網を整備する。

##### (2) 介護職員等に対する研修課程について

###### ① 基本研修

###### ア 講義

- (ア) 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業及び青森県喀痰吸引等研修の指導者養成事業（第三号研修）（以下「指導者養成事業」という。）（これに相当すると県知事が認めた事業を含む。）を修了した医師、看護師、保健師又は助産師（以下「指導看護師等」という。）が、所定のテキスト又はこれと同等以上のテキストを用いて、介護職員等に対し、別表1の内容及び時間を

満たす講義を実施する。ただし、「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」の科目については、当該科目について相当の学識経験等を有する者を講師とすることができる。

(イ) 講義の修得状況の確認は、筆記試験によって行うこととし、筆記試験の作成方針は次のとおりとする。

なお、筆記試験による知識の修得の確認の基準については、別途通知する方法による。

i 基本方針

介護職員等が、医師の指示の下、看護職員等との連携によりたんの吸引及び経管栄養を安全に実施するための知識を修得していることを確認する。

ii 出題形式

客観式問題（四肢択一）

iii 出題数

20問

iv 試験時間

30分

v 出題範囲

別表1の内容について試験問題を作成し、その試験問題の作成に当たっては、特定の分野に偏ることのないように留意する。

vi 問題作成指針

細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、たんの吸引及び経管栄養を中心とした内容となるよう配慮することとし、問題の難易度は、講義の基本的な内容を理解した者の総正解率が9割以上となるような内容が望ましい。

イ 演習

(ア) たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう・腸ろう、経鼻経管栄養）については、別表1の演習（基本研修における演習1時間及び利用者のいる現場において利用者ごとの手順に従って実施する現場演習）を実施する。

(イ) 演習の実施に当たっては、シミュレーター（たんの吸引用、経管栄養用）、吸引装置、その他演習に必要な機器（吸引用具一式、経管栄養用具一式等）を用いる。

(ウ) 研修受講者が、指導看護師等の指導の下、演習シミュレーター（吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル）、その他演習に必要な機器（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等）を用いて、シミュレーター演習及び現場演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を習得していることを、指導看護師等が評価を行う。

(エ) 演習を受けた介護職員等に対し、別添1の評価票を基本とし、特定の者ごとの実施方法を考慮した上で評価を行う。

(オ) 評価票の全ての項目について指導看護師等が、「手順どおりに実施

できる」と認めた場合に、演習の修了を認める。

## ② 実地研修

ア 実地研修は、基本研修の講義部分について知識が修得されているか筆記試験により確認された者であって、演習について評価基準を満たした介護職員等に対して、指導看護師等の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき介護職員等に所定の実習（別表2）を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技術を修得していることを、指導看護師等が評価を行う。

イ 実地研修の具体的な実施方法は別添2の実地研修実施要領による。

ウ 実地研修の対象となる事業所・施設等については、以下の要件を満たす、居宅介護事業所、障害者（児）サービス事業所、障害者（児）施設（医療型障害児入所施設等を含む。）等とする。

（ア）利用者本人（本人の意思が確認できない場合はその家族等）が実地研修の実施に協力できること。

（イ）医療、介護等の関係者による連携体制があること。

（ウ）実地研修を実施する際、実地研修の場において指導看護師等を、介護職員等数名につき、1人以上の配置（実習先への派遣を含む。）が可能であること。

（エ）指導看護師等による指導、確認を初回及び状態変化時に行い、初回及び状態変化時以外の時は、定期的に指導看護師等による指導、確認を行うこととし、医師・看護師等と連携した本人・家族又は経験のある介護職員等が実地研修の指導の補助をすることも可能とする。また、指導看護師等は、実地研修の評価を行うものとする。

エ 実地研修を受けた介護職員等に対し、別添3の評価票を基本とし、特定の者ごとの実施方法を考慮した上で、評価を行う。

オ 評価票の全ての項目について指導看護師等が、連続2回「手順どおりに実施できる」と認めた場合に、実地研修の修了を認める。

カ 「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要がある。なお、基本研修については再受講を要しないものとする。

## 5. 講師

（1）県において、基本研修、実地研修の指導等を行う指導看護師等に対し、以下の方法により指導者養成事業を実施する。

- ・ 厚生労働省が提供する「指導者用マニュアル及びDVD」を、県において医師又は看護師等に配付し、「指導者用マニュアル及びDVD」を用いた自己学習（以下「学習」という。）を実施する。
- ・ 学習を修了した者は、指導者養成事業報告書（別添4）を提出するものとし、これに基づき、県から「受領書」を交付する。

- (2) 指導者養成事業（これに相当すると県知事が認めた事業を含む。）により学習を修了した者が講師となる。
- (3) 基本研修（講義）のうち、「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」の科目については、上記（1）にかかわらず、当該科目について相当の学識経験等を有する者を講師とすることができる。

## 6. 事業実施上の留意点

- (1) 基本研修のうち、講義は集合的な研修で差し支えないが、演習についてはグループを編成し、効率的かつ実践的に実施すること。
- (2) 基本研修の講義については厚生労働省が提供するテキスト内容をまとめたDVDの視聴や、当事者や既に実務経験のある者による助言を加える等、適宜効果的な内容となるよう工夫すること。また、講師による質疑の応答については時間を確保すること。
- (3) 研修の実施に当たっては、研修開催日程、研修開催期間、研修定員等の規模等の設定について、現に勤務している介護職員等が受講可能となるよう開講日（曜日）、時間等について工夫をするなど適宜配慮すること。
- (4) 県の障害福祉課と高齢福祉保険課が連携を図り、業務を行う上で効果的な研修となるよう留意すること。

## 7. 研修の委託に係る留意事項

- (1) 本研修の実施を団体等に委託する場合の要件は次のとおりとする。
  - ・ 講師、会場等の研修体制の確保が確実に行われると見込まれること。
  - ・ 会計帳簿、決算書類等の整備及び適正な経理処理が行われると見込まれること。
- (2) 研修の委託を受ける者は、研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。
  - ・ 開講目的
  - ・ 研修事業の名称
  - ・ 研修実施場所
  - ・ 定員
  - ・ 研修期間
  - ・ 研修課程
  - ・ 講師氏名
  - ・ 研修修了の認定方法
  - ・ 受講手続
  - ・ 受講料等

- (3) 研修の委託を受ける者は、研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し保存すること。
- (4) 研修の委託を受ける者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
- (5) 研修の委託を受ける者は、実地研修等において知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、研修受講者も秘密の保持について十分に留意するよう指導すること。
- (6) すでに重度訪問介護従事者養成研修を受講した者等であって、これまで実質的違法性阻却で認められていたたんの吸引を修得している者については、経管栄養部分のみ受講希望があることも想定される。この場合、追加的に「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうち経管栄養に関する講義（3時間）と、経管栄養に関する演習（最大1時間）の4時間のみを受講することで足りるものとし、そうした研修の実施及び委託にも十分配慮すること。

## 8. 実地研修における安全の確保等

- (1) 実地研修の実施者（県又は本研修の実施について委託を受けた団体等若しくは再委託を受けた事業者等）は、研修の実施に当たり、別添2の実地研修実施要領に従い、利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）に対し、実地研修の実施方法等について説明し、同意を得る等適切な手続をとること。
- (2) 実地研修において事故が発生した場合は、実地研修の実施者は速やかに指導看護師等に報告し、適切な処置を講ずるものとする。また、その状況を県、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 実地研修の実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (4) 実地研修の実施者は、実地研修等の研修中の行為についても対象としている損害賠償保険に加入する等の適切な対応をとること。
- (5) 実地研修の実施者は、特に実地研修における安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう研修受講者への周知徹底を図ること。

## 9. 修了証明書の交付等

- (1) 県知事は、研修を修了した介護職員等に対し別添5-1により修了証明

書を交付するものとする。ただし、県から研修の全課程の委託を受けて本研修を実施した場合には、別添5-2により研修修了証明書を交付するものとする。この場合、委託を受けた団体等は速やかに県に研修実施状況を報告すること。

- (2) 県知事は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

## 10. 報告

県は、本事業の実施状況を厚生労働大臣に報告するものとする。

(附則)

本要綱は、令和5年6月7日から適用する。

別表 1

○ 基本研修（講義及び演習）

科 目	中項目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法と関係法規</li> <li>・ 利用可能な制度</li> <li>・ 重度障害児・者等の地域生活 等</li> </ul>	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呼吸について</li> <li>・ 呼吸異常時の症状、緊急時対応</li> <li>・ 人工呼吸器について</li> <li>・ 人工呼吸器に係る緊急時対応</li> <li>・ 喀痰吸引概説</li> <li>・ 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引</li> <li>・ 喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応</li> <li>・ 喀痰吸引の手順、留意点 等</li> </ul>	3
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康状態の把握</li> <li>・ 食と排泄（消化）について</li> <li>・ 経管栄養概説</li> <li>・ 胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養</li> <li>・ 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応</li> <li>・ 経管栄養の手順、留意点 等</li> </ul>	3
喀痰吸引等に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喀痰吸引（口腔内）</li> <li>・ 喀痰吸引（鼻腔内）</li> <li>・ 喀痰吸引（気管カニューレ内部）</li> <li>・ 経管栄養（胃ろう・腸ろう）</li> <li>・ 経管栄養（経鼻）</li> </ul>	1

※ 演習（シミュレーター演習）については、研修受講者が、指導看護師等の指導の下、演習シミュレーター（吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル）、その他演習に必要な機器（吸引装置一式、経管栄養用用具一式、処置台又はワゴン等）を用いて、シミュレーター演習及び現場演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、指導看護師等が評価を行う。

別表 2

○ 実地研修

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	指導看護師等による評価（所定の判断基準）により、問題ないと判断されるまで実施。 ※評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

別表 3

気管カニューレの手順

1	訪問時、第1回目の流水と石けんによる手洗いをする。
2	医師・訪問看護の指示を確認する。
3	利用者本人あるいは家族に体調を聞く。
4	利用者の意思を確認する。
5	吸引の環境、利用者の姿勢を整える。
6	気管カニューレの周囲、固定状態及びたんの貯留を示す呼吸音の有無を観察する。
7	流水と石けんで手洗い、あるいは速乾性擦式手指消毒剤で手洗いをする。
8	滅菌手袋を着用する。
9	吸引カテーテルを不潔にならないように取り出す。
10	吸引カテーテルを吸引器に連結した接続管につなげる。
11	吸引器のスイッチを入れる。
12	決められた吸引圧になっていることを確認する。
13	吸引カテーテルの先端の水をよく切る。
14	「吸引しますよ～」と声をかける。
15	手袋をつけた手で吸引カテーテルを気管カニューレ内（約10cm）に入れる。
16	カテーテルを左右に回し、ゆっくり引き抜きながら、15秒以内で吸引をする。
17	1回で吸引しきれなかった場合は、吸引カテーテルの外側をアルコール綿で拭き取った後、洗浄水を吸って内側を洗い流してから、再度吸引する。
18	吸引のスイッチを切る。
19	吸引カテーテルを連結管からはずし、破棄する。
20	手袋をはずし、手洗いをする。
21	利用者に吸引が終わったことを告げ、確認できる場合、たんがとれたかを確認する。
22	利用者の顔色、呼吸状態等を観察する。
23	体位を整える。
24	吸引した物の量、性状等について、振り返り確認する。
25	吸引びんの廃液量が70～80%になる前に廃液を捨てる。
26	洗浄用の水や保存容器の消毒液の残りが少なければ取り替える。
27	評価票に記録する。ヒヤリハットがあれば報告する。

別表 4

経鼻経管栄養の手順

1	注入指示等を確認する。
2	必要物品、栄養剤を用意する。
3	流水と石けんで手洗い、あるいは速乾性擦式手指消毒剤で手洗いをする。
4	注入について本人の意思を確認する。
5	呼吸や腹部の状態を確認し姿勢を整える。
6	栄養剤を用意し注入容器に入れる。滴下筒で滴下が確認できるようにする。
7	栄養チューブの空気を抜く。
8	栄養チューブと胃チューブをつなぐ。
9	クレンメをゆっくり緩めて滴下する。
10	注入中の状態を観察する。
11	終わったら、チューブに白湯を流す。
12	注入後の観察と記録をする。
13	後片付けを行う。
14	評価票に記録する。ヒヤリハットがあれば報告する。

## 別添 1

### 基本研修（現場演習）及び実地研修評価実施手順

#### （1）基本方針

基本研修（演習）及び実地研修については、評価の実施より、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための技術を修得していることを確認すること。

##### （ア）基本研修（演習）評価

研修受講者が、指導看護師等の指導の下、演習シミュレーター（吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル）、その他演習に必要な機器（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等）を用いて、シミュレーター演習及び現場演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、指導看護師等が評価すること。

##### （イ）実地研修評価

研修受講者が、指導看護師等の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技術を修得していることを、指導看護師等が評価すること。

評価は、実際の喀痰吸引等の提供が安全管理体制の確保、医師・看護職員・介護職員等の連携確保や役割分担、医師の文書による指示等の条件の下で実施されることを念頭においた基本研修（演習）又は実地研修を実施した上で行うこと。

#### （2）実施手順

基本研修（演習）及び実地研修の実施手順は、以下のSTEP 1～STEP 7の順を踏まえ行うこととし、このうちSTEP 4～7について、以下に示す「基本研修（現場演習）及び実地研修類型区分」の区分毎に、「基本研修（現場演習）及び実地研修評価基準・評価票」を用いた評価を行うこと。

なお、具体的な実施手順については、以下に示す「実施手順参考例」を踏まえ行うこと。

##### STEP 1：安全管理体制確保（※実地研修のみ。）

実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、利用者のかかりつけ医等の医師が指導看護師等とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断で行う。

##### STEP 2：観察判断（※実地研修のみ。）

実地研修時において、指導看護師等は、定期的に、実地研修協力者の状

態像を観察し、実施の可否等を確認する。

STEP 3 : 観察

研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。

STEP 4 : 準備

研修受講者が、利用者のかかりつけ医等である医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。

STEP 5 : 実施

研修受講者が、喀痰吸引等の演習又は実地研修を実施する。  
※経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。

STEP 6 : 片付け

研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。

STEP 7 : 記録、報告

研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態像を観察し、指導看護師等に報告する。  
研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。

※STEP 2～7において、在宅の場合等で指導看護師等が不在の場合には、指導の補助を行う者（医師、看護師等と連携している本人・家族、経験のある介護職員等）からの助言等を得て、実地研修協力者の状態像を確認した後、喀痰吸引等を実施するとともに、実施後に実地研修協力者の状態を観察する。また、終了後、記録を残し、当該記録や電話等による報告により、実地研修協力者の家族や指導看護師等に対して実地状況を報告する。指導の補助を行う者は、状態変化時等に指導看護師等に連絡する。

○基本研修（現場演習）及び実地研修類型区分

省令上の行為 (省令別表第3)	類型区分		
	通常手順	人工呼吸器装着者：非侵襲的 ／侵襲敵人工呼吸療法	半固形 タイプ
口腔内の喀痰吸引	1-①	1-②	—
鼻腔内の喀痰吸引	1-③	1-④	—
気管カニューレ内部の喀痰吸引	1-⑤	1-⑥	—

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	1-⑦	-	1-⑧
経鼻経管栄養	1-⑨	-	-

1-①：喀痰吸引－口腔内吸引（通常手順）－

1-②：喀痰吸引－口腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）

1-③：喀痰吸引－鼻腔内吸引（通常手順）－

1-④：喀痰吸引－鼻腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスク又は鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）

1-⑤：喀痰吸引－気管カニューレ内部吸引（通常手順）－

1-⑥：喀痰吸引－気管カニューレ内部吸引（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）

1-⑦：経管栄養－胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）－

1-⑧：経管栄養－胃ろうによる経管栄養（半固形タイプ）－

1-⑨：経管栄養－経鼻経管栄養－

#### ○実施手順参考例

##### （ア）基本研修（シミュレーター演習）実施手順（例）

- ①標準的なレベルの演習シミュレーターに対して、指導看護師等が1回の実演を行う。
- ②グループ試行として、研修受講者はグループになり1人1回実施し、指導看護師等はグループに対して、観察・指導を行う。

##### （イ）基本研修（現場演習）実施手順（例）

- ①実地研修協力者がいる居宅等の現場において、実地研修協力者が使用する吸引器等を使用し、演習シミュレーターに対して、指導看護師等が1回の実演を行う。
- ②研修受講者は、実地研修協力者が使用する吸引器等を使用し、演習シミュレーターに対して演習を実施し、指導看護師等は研修受講者に対して、観察・指導を行う。
- ③指導看護師等は、演習実施毎に「基本研修（演習）評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の演習の改善につなげる。

##### （ウ）実地研修実施手順（例）

- ①実地研修協力者の状態像を踏まえ、指導看護師等の指導の下で研修受講者が実施可能かについて、利用者のかかりつけ医等である医師の承認を得る。  
※初回実施前及び実地研修協力者の状態が変化した時点において必要。
- ②指導看護師等は、実地研修協力者の喀痰吸引等を行う部位及び全身の状態を観察し、研修受講者が実施可能かについて確認する。
- ③指導看護師等は、研修受講者が喀痰吸引等を実施している間においては、実地研修

協力者の状態の安全等に注意しながら研修受講者に対して指導を行う。

- ④指導看護師等は、実地研修実施毎に「実地研修評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の実地研修実施の改善につなげる。また、研修受講者の喀痰吸引等に関する知識及び技能の到達度を踏まえながら、指導を継続していく。

### (3) 実施上の留意事項

(ア) 上記(2)STEP1～7に示す実施手段における指導看護師等の役割分担について

基本研修(演習)及び実地研修の指導看護師等の役割分担については、以下の①及び②を参考として効果・効率的な実施を行うこと。

- ①STEP2において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、利用者のかかりつけ医等である医師の判断を確認すること。
- ②STEP3～7のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合においては、指導看護師等が観察判断を行うこと。

(イ) 研修受講者の実施できる範囲について

実地研修においては、上記(2)STEP4～7の研修受講者が実施する行為について、下表「実地研修実施上の留意点」に基づき実施すること。

なお、(エ)の経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、基本研修(演習)のSTEP5においても、指導看護師等若しくは実地研修協力者の家族が行うこと。

### ○実地研修実施上の留意点

(ア) 研修受講者が行うことができる標準的な許容範囲

(イ) 一定の条件の下、かつ、指導看護師等との役割分担の下、研修受講者が行うことができる許容範囲

(ウ) 一定の条件の下、研修受講者が行うことができる許容範囲

(エ) 研修受講者が行うことができないもの

	喀痰吸引	経管栄養
(ア)	咽頭より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まであがってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修受講者が基本研修を踏まえた手順を守って行えば危険性は相対的に低いことから差	経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、指導看護師等が行うことが望ましいが、開始後の対応は研修受講者によっても可能であり、指導看護師等の指導の下で研修受講者が行うことは差し支えないこと。

	し支えないこと。	
(イ)	<p>以下の観点を踏まえ、研修受講者は咽頭の手前までの吸引を行うことにとどめることが適切であり、咽頭より奥の気道の喀痰吸引については許容範囲としないこと。</p> <p>なお、鼻腔吸引においては対象者の状態に応じ「吸引チューブを入れる方向を適切にする」、「左右どちらかのチューブが入りやすい鼻腔からチューブを入れる」、「吸引チューブを入れる長さを個々の対象者に応じて規定しておく」等の手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多いので留意すること。</p> <p>※鼻腔吸引においては、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血がまれではあるが生じる場合や、また、鼻や口から咽頭の奥までの吸引を行えば敏感な対象者の場合、嘔吐や咳込み等の危険性があり、一般論として安全であるとは言い難いため。</p>	
(ウ)	<p>気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど危険性が高いことから、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とすること。</p> <p>特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行っている間は人工呼吸器を外す必要があるため、指導看護師等及び研修受講者は、安全かつ適切な取扱いが必要であることに留意すること。</p>	

(エ)		<p>経鼻経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があることから、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。</p> <p>経鼻経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう・腸ろうの状態そのものに問題がないかどうかの確認について、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。</p>
-----	--	--

#### (4) 評価判定

基本研修（演習）及び実地研修の総合的な評価判定は、研修受講者毎に、技能修得の判定を行うこと。

##### (ア) 基本研修（現場演習）評価判定

当該研修受講者が、省令で定める修得すべきすべての行為ごとの演習を実施した上で、「基本研修（演習）評価票」の全ての項目についての指導看護師等の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認めることとする。

##### (イ) 実地研修評価判定

当該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について指導看護師等の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、研修修了の是非を判定し研修修了証明書の交付を行うこと。

別添資料

基本研修（現場演習）及び実地研修評価基準・評価票

1. 評価基準判定

(1) 基本研修（現場演習）評価判定基準

- 基本研修（現場演習）を行った各研修受講者毎、かつ、各評価項目毎について、以下のア～ウの3段階で指導看護師等が評価すること。

ア	評価項目について手順通りに実施できている。
イ	評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。
ウ	評価項目を抜かした。（手順通りに実施できなかった。）

(2) 実地研修評価判定基準

- 実地研修を行った各研修受講者毎、かつ、各評価項目毎について、以下のア～エの4段階で指導看護師等が評価すること。

ア	1人で実施できる。 評価項目について手順通りに実施できている。
イ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 実施後に指導した。
ウ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 その場では見過ごせないレベルであり、その場で指導した。
エ	1人ででの実施を任せられるレベルにはない。

2. 類型区分別評価項目

- ・ 喀痰吸引 口腔内吸引（通常手順）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1－1
- ・ 喀痰吸引 口腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）・・・・別紙1－2
- ・ 喀痰吸引 鼻腔内吸引（通常手順）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1－3
- ・ 喀痰吸引 鼻腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスク又は鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）  
・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1－4
- ・ 喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引（通常手順）・・・・・・・・別紙1－5
- ・ 喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）・・・・別紙1－6
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）・・・・・・・・別紙1－7
- ・ 胃ろうによる経管栄養（半固形タイプ）・・・・・・・・別紙1－8
- ・ 経鼻経管栄養・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1－9

### 3. 基本研修（演習）評価票

- ・喀痰吸引 口腔内吸引（通常手順）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2－1
- ・喀痰吸引 口腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）・・・・別紙 2－2
- ・喀痰吸引 鼻腔内吸引（通常手順）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2－3
- ・喀痰吸引 鼻腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスク又は鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2－4
- ・喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引（通常手順）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2－5
- ・喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）・・・・別紙 2－6
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2－7
- ・胃ろうによる経管栄養（半固形タイプ）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2－8
- ・経鼻経管栄養・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2－9

### 4. 実地研修評価票

- ・喀痰吸引 口腔内吸引（通常手順）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3－1
- ・喀痰吸引 口腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）・・・・別紙 3－2
- ・喀痰吸引 鼻腔内吸引（通常手順）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3－3
- ・喀痰吸引 鼻腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻マスク又は鼻マスクによる非侵襲的人工呼吸療法）  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3－4
- ・喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引（通常手順）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3－5
- ・喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）・・・・別紙 3－6
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3－7
- ・胃ろうによる経管栄養（半固形タイプ）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3－8
- ・経鼻経管栄養・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3－9

(別添2)

## 実地研修実施要領

### 1 実地研修における役割分担及び介護職員等が行うことが許容される行為の標準的な範囲

(1) 口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内のたんの吸引(以下、「たんの吸引」という。)

#### ① 医師・指導看護師等・介護職員等との役割分担

- ・ 利用者について、初回の実施時及び状態が変化した時点において、たんの吸引を、指導看護師等のみで実施すべきか、指導看護師等の指導の下、介護職員等が実習で実施可能かについて、利用者のかかりつけ医等の医師が承認する。
- ・ 実習時において、指導看護師等は、定期的に、利用者の口腔内、鼻腔内、気管内及び全身の状態を観察し、指導看護師等の指導の下、介護職員等が実習を行うことが可能かどうか等を確認する。
- ・ 指導看護師等は、定期的に、介護職員等がたんの吸引を実施する間、利用者の安全に留意しながら、介護職員等に対して、指導を行う。
- ・ 指導看護師等は、所定の評価基準をもとに、介護職員等の実地研修の到達度を踏まえながら、指導を行う。
- ・ 指導の補助を行う者は、状態変化時等に指導看護師等に連絡すること。

#### ② 介護職員等が行うことが許容される標準的な範囲と指導看護師等の役割

- ・ 咽頭より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まで上がってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修を受けた介護職員等が手順を守って行えば危険性は低く、介護職員等が行っても差し支えないものと考えられる。
- ・ 鼻からの吸引には、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血が、まれではあるが生じうる。また、鼻や口からの、咽頭の奥までの吸引を行えば、敏感なケースでは嘔吐・咳込み等の危険性もある。したがって、鼻からの吸引や、口から咽頭の奥までの吸引は「一般論として安全である」とは言い難い。しかし、鼻からの吸引は、利用者の状態に応じ、吸引チューブを入れる方向を適切にする、左右どちらかのチューブが入りやすい鼻からチューブを入れる、吸引チューブを入れる長

さをその利用者についての規定の長さにしておく、などの手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多い。以上の点を勘案すると、介護職員等は、咽頭の手前までの吸引を行うに留めることが適切であり、咽頭より奥の気道のたんの吸引は、指導看護師等が担当することが適当である。

- ・ 気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど、危険性が高いことから、家族以外の者が行うたんの吸引の範囲は、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とする。特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行う間、人工呼吸器を外す必要があるため、安全かつ適切な取扱いが必要である。

## (2) 胃ろう、腸ろう、鼻からの経管栄養（以下、「経管栄養」という）

### ① 医師・指導看護師等・介護職員等との役割分担

- ・ 利用者について、初回の実施時及び状態が変化した時点において、経管栄養を、指導看護師等のみで実施すべきか、指導看護師等の指導の下、介護職員等が実習で実施可能かについて、利用者のかかりつけ医等の医師が承認する。
- ・ 実習時において、指導看護師等は、定期的に、利用者の胃、腸、鼻の状態及び全身の状態を観察し、指導看護師等の指導の下、介護職員等が実習を行うことが可能かどうか等を確認する。
- ・ 指導看護師等は、定期的に、介護職員等が経管栄養等を実施する間、利用者の安全に留意しながら、介護職員等に対して、指導を行う。
- ・ 指導看護師等は、所定の評価基準をもとに、介護職員等の実地研修の到達度を踏まえながら、指導を行う。
- ・ 指導の補助を行う者は、状態の変化時等に指導看護師等に連絡すること。

### ② 介護職員等が行うことが許容される標準的な範囲と指導看護師等の役割

- ・ 鼻からの経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があり、定期的に指導看護師等が行うことが適当である。
- ・ 胃ろう・腸ろうによる経管栄養は、鼻からの経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう、腸ろうの状態に問題

のないことの確認は定期的に指導看護師等が行うことが適当である。

- ・ 経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、指導看護師等が行うことが望ましいが開始後の対応は介護職員等によっても可能であり、指導看護師等の指導の下で、介護職員等が行うことが許容される。

## 2 介護職員等がたんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）を実施する上で必要であると考えられる条件

### （1）利用者の同意

利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、たんの吸引等の実地研修の実施と介護職員等、利用者のかかりつけ医等の医師、訪問看護事業所等との連携対応について介護職員等から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師等の指導の下、実地研修を受けている介護職員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

### （2）医療関係者による的確な医学管理

- ① 指導看護師等が医師以外の場合、利用者のかかりつけ医等の医師から指導看護師等に対し、書面による必要な指示があること。
- ② 家族、利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等、保健所の保健師等、介護職員等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実習を行うこと。
- ③ 利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等及び介護職員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

### （3）たんの吸引等の水準の確保

- ① 実地研修においては、指導看護師等が介護職員等を指導する。
- ② 介護職員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であって、現場演習における評価基準を満たした者であること。
- ③ たんの吸引等については、利用者のかかりつけ医等の医師に承認された介護職員等が、指導看護師等の指導の下、承認された行為について行うこと。
- ④ 当該利用者に関するたんの吸引等について、利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

#### (4) 体制整備

- ① たんの吸引等を実施する事業者は、安全の確保のための体制の整備を行うため、在宅の場合には、利用者ごとに医療関係者を含めた定期的なケア・カンファレンスを実施するなど、訪問看護事業所等との連携による安全確保体制を整備しておくこと。また、施設等の場合には、関係者からなる安全委員会を設置すること。
- ② 適切な医学的管理の下で、当該利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていることを原則とし、当該介護職員等は、利用者のかかりつけ医等の医師及び指導看護師等の指導の下で、家族、利用者のかかりつけ医等の医師及び指導看護師等との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図れる体制の整備がなされていること。
- ③ たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
- ④ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
- ⑤ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、たんの吸引等を実施する事業者や利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
- ⑥ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に利用者のかかりつけ医等の医師及び指導看護師等との連絡体制が構築されていること。
- ⑦ 感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

#### (5) 地域における体制整備

医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

(別添4)

### 青森県喀痰吸引等研修の指導者養成事業報告書（アンケート）

本指導者養成事業報告書(アンケート)の提出をもって修了書等が交付されますので、必ず提出してください。

〈個人情報の取扱いについて〉

- ・今回取得する皆様の個人情報は、厚生労働省に報告するために取得するものであり、本事業以外には使用いたしません。
- ・個人情報は適正な管理を行い、個人情報の保護に努めます。

自己学習を修了したので報告します。

氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日生	年齢	歳
住所	〒 ー		
現在の勤務先	設置主体名	事業所名	
	〒 ー		
保有資格		資格取得年月	
修了書の送付先	住所地 ・ 勤務先 ・ その他 <small>その他の方のみ、下の欄もご記入ください。</small>		
	〒 ー		

**指導者養成事業の実施方法について伺います。**

問1) 該当する番号を○で囲んでください。

1. 都道府県において実施された指導者講習を受講
2. 自己学習

**問1) で「1. 都道府県において実施された指導者講習を受講」と回答された方に伺います。**

問2) 指導者講習について、「基本研修(講義・演習)」や「実地研修」を実施していただくに当たり、どの程度役立つと思われましたか。(それぞれ○は1つ)

	かなり役立つ	役立つ	どちらともいえない	あまり役に立たない
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義についての内容	1	2	3	4
たんの吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義				
緊急時の対応及び危険防止に関する講義				
「呼吸について」の内容	1	2	3	4
「たんの吸引」についての内容	1	2	3	4
「健康状態の把握」についての内容	1	2	3	4
「経管栄養」についての内容	1	2	3	4
たんの吸引等に関する演習				
「たんの吸引」についての手順等	1	2	3	4
「経管栄養」についての手順等	1	2	3	4

問3) 「どちらともいえない」「そう思わない」と回答された方。その理由は何ですか。

**問1) で「2. 自己学習」と回答された方に伺います。**

問4) 自己学習について、「基本研修(講義・演習)」や「実地研修」を実施していただくに当たり、どの程度役立つと思われましたか。(それぞれ○は1つ)

	かなり役立つ	役立つ	どちらともいえない	あまり役に立たない
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義についての内容	1	2	3	4
たんの吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義				
緊急時の対応及び危険防止に関する講義				
「呼吸について」の内容	1	2	3	4
「たんの吸引」についての内容	1	2	3	4
「健康状態の把握」についての内容	1	2	3	4
「経管栄養」についての内容	1	2	3	4
たんの吸引等に関する演習				
「たんの吸引」についての手順等	1	2	3	4
「経管栄養」についての手順等	1	2	3	4

問5) 「どちらともいえない」「そう思わない」と回答された方。その理由は何ですか。

**指導者用マニュアル・DVDについて伺います。**

問6) 指導者用マニュアルのボリュームはどう思いましたか。(○は1つ)

1. 適切 2. 多い 3. 少ない 4. どちらともいえない

問7) 問6で「2. 多い」「3. 少ない」「4. どちらともいえない」と回答された方。その理由は何ですか。

問8) DVDの長さはどう思いましたか。(○は1つ)

1. 適切 2. 長い 3. 短い 4. どちらともいえない

問9) 問8で「2. 長い」「3. 短い」「4. どちらともいえない」と回答された方。その理由は何ですか。

問10) 指導者用マニュアル・DVDの内容についてどう思いましたか。(○は1つ)

1. わかりやすいと感じた 2. わかりにくいと感じた 3. どちらともいえない

問11) 問10で「2. わかりにくいと感じた」「3. どちらともいえない」と回答された方。その理由は何ですか。

問12) 指導者用マニュアル・DVDで不足していると思われる内容があれば、具体的に教えてください。

**指導者養成事業について伺います。**

問13) 指導者養成事業について、ご意見がありましたらご記入ください。

**これから実施して頂く基本研修(講義・演習)や実地研修について伺います。**

問14) 基本研修(講義・演習)や実地研修を行うにあたって、疑問や不安を感じていることがあれば教えてください。

**最後に、あなたご自身について伺います。**

問15) あなたは、研修講師の経験はありますか。(○は1つ)

1. ある 2. ない

問16) 問15で「1. ある」と回答された方。どのような研修講師をされたことがあるのか、具体的に教えてください。

(別添5-1)

第 号
修 了 証 明 書
氏 名 生年月日 (年号) 年 月 日
あなたは、青森県が開催した、令和5年度青森県喀痰吸引等研修事業において、〇〇(利用者)氏に対して〇〇(実地研修で行った医行為の種類)を実施するための研修の全課程を修了したことを証します。
令和 年 月 日
青森県知事 〇〇 〇〇

(別添5-2)

第 号
修 了 証 明 書
氏 名 生年月日 (年号) 年 月 日
あなたは、青森県の委託を受けて〇〇が開催した、令和5年度青森県喀痰吸引等研修事業において、〇〇(利用者)氏に対して〇〇(実地研修で行った医行為の種類)を実施するための研修の全課程を修了したことを証します。
令和 年 月 日
(事業実施者の名称) 代表者氏名